

令和7年度第2回福岡市地域包括支援センター運営協議会 議事録

1 日時

令和7年12月23日(火) 14時00分～16時00分

2 場所

天神ビル11号会議室

3 出席者

福岡市地域包括支援センター運営協議会委員 13名

4 開会

事務局(部長挨拶)

5 協議内容

(1)〈協議事項1〉令和7年度地域包括支援センター運営の評価について

〈協議事項2〉令和8年度の地域包括支援センター運営について

| | |
|-----|--|
| 事務局 | ○事務局説明 ※資料1(P1～12)、補1 |
| 会長 | ●質疑応答・意見交換 それでは、協議事項1と2につきまして、質問・意見がございましたらお願いします。 |
| 委員 | 補足資料1の2ページ目、権利擁護に関する相談が増加をしているとのことですが、権利擁護のその他とは具体的にどのような内容ですか。また、全てが地域包括支援センター(以下、センター)で対応できる内容ではないと思います。繋ぎ先がある場合は繋がると思うのですが、そういった対応が難しい場合に、最終的にどのように終結をしているか分かれば教えてください。 |
| 事務局 | 権利擁護のその他に関する相談は126.1%、成年後見制度以外の制度に関する相談は158.3%と増えています。権利擁護のその他には養護者からの訴え、クレームなど他の項目に当てはまらないもの、成年後見制度以外の制度には、日常生活自立支援事業に関する相談や、その繋ぎなどで連携し対応した数などが含まれます。対応困難な方の繋ぎでは、個別支援会議を始め、関係機関と協議をしながら、終結まではいかなくても、継続的に見守りを行うなど役割分担をしながら対応している事例もあります。センターが開設し約20年になりますが、それ以降様々な相談機関が増えていますので、連携しながら対応しています。 |
| 委員 | 福岡市社会福祉協議会では日常生活自立支援事業を実施していますが、業務の範囲外である福祉サービスの利用と関わりのない契約等の支払債務関係の支援、債権者との交渉など、目の前に困った状況がある場合と対応せざるを得ない場面があります。このようなシャドーワークのような形で対応している関係機関も多いと思いますが、今後も増加するのではないかと予想され、センターに上がってくる相談につい |

ても、解決方法に結び付けられればよいと思います。

委員 資料 1 の 3 ページ目に、各区ぬくもりの窓口や地域共生推進員などの連携が少しずつ増えてきているとあります。ぬくもりの窓口は 8 月以降に各区にできましたが、窓口に行かれる方は、どこかで情報を得て自ら行くのか、それともセンターからぬくもりの窓口へ呼びかけをしているのかなど割合が分かれば教えてください。また、ぬくもりの窓口にはどのくらいの相談件数がありますか。

事務局 ぬくもりの窓口に相談に来られた方が高齢者関連の課題をお持ち場合は、地域包括支援センターに繋ぐ流れが多いと伺っています。地域包括支援センターに相談に来られた方をぬくもりの窓口案内することは、あまりないのではないかと思います。ただ、様々な複合課題を抱えている方がいらっしゃいますので、必要に応じてぬくもりの窓口と連携しながら対応しています。ぬくもりの窓口にどのくらいの件数が繋がっているかは現在数字を持ち合わせておりません。

委員 資料 1 の 3 ページ、障がい者基幹相談支援センターと連携を図っているという記載がありますが、とても重要だと思います。連携が進むにつれてケースへの関わり方が変わった、特に精神障がいがある方の場合に、担当が違うのではないかなどという問題も出てくると思うのですが、問題の解決に繋がっているのでしょうか。

事務局 精神障がい等がある方への支援で、最初は高齢者の相談であっても、関係者や家族等が問題を抱えていることもあります。担当が違うので障がい者基幹相談支援センターに相談してくださいというよりは、まずは本人に関わりながら、ひきこもりの方などに声かけをしていく、そして、対象者を障がい者基幹相談支援センターに繋ぎ、連携して対応しています。

委員 補足資料 1 については、地域包括支援センターの相談件数のみかもしれませんが、認知症フレンドリーセンターで受けた相談件数もあがっていますか。

事務局 認知症フレンドリーセンターに訪れた方が、介護保険制度の利用や認定申請等の相談をされることがあります。同センターから地域包括支援センターへ繋いでいただいた事例もあります。

委員 福岡市は認知症にやさしいデザインなど、いろいろと認知症にやさしい共生社会を実現するための地域づくりをされていて、認知症フレンドリーセンターという他都道府県ではないようなものを作られています。同センターが動き出し 2 年近くなりますが、認知症フレンドリーセンターが全体のキーになるところを担っているのか、位置付けが私は分からないのですが、連携の数、認知症フレンドリーセンターの相談件数などを書き加えると、重複している部分はあると思いますが、相談業務の実数はもっとある

のかなと思いました。

会長 今後の課題ということで、事務局の方でも機会があれば、検討していただきたいと思
います。

事務局 今、委員がおっしゃられた認知症フレンドリーセンターから地域包括支援センターへの
相談も件数に含まれています。分類して件数をとっていないという状況ですので、認
知症フレンドリーセンターから繋がったケースがどのくらいあるのかは把握していきたいと
思います。

委員 民生委員は、地域包括支援センターに身近なところでお世話になっていますが、こ
の評価は福岡市が評価しているものであり、地域がセンターをどのように思って、どの
ように連携を取り、どのように評価しているかを、民生委員などにも聞いていただきた
いと思います。一生懸命していただいていること、大変な思いをされていることは間近
で見っていますが、それでもやはり不満はあります。ここまで相談しているけど返事がこ
ないとか、それから後がどうなっているかなどです。民生委員が 2,500 人くらいいま
す。地域包括支援センターを民生委員がどのように思っているのかを実際に聞いて
いただければ、もっと連携を取りながらやれるのではないかと思いますので、よろしくお
願います。

会長 ご意見ということでよろしいですか。
それでは、協議事項 1 と 2 について承認いただいたということで、進めさせていただきます。

(2) 〈協議事項 3〉地域の実情に応じた 3 職種の配置について

会長 それでは、協議事項 3 について事務局からご説明をお願いいたします。

事務局 ○事務局説明
※資料 1 (P13)、補 2

会長 協議事項 3 について、質問や意見がございましたら、お願いします。

委員 東、博多、中央で 3ヶ所、主任介護支援専門員がどうしても不足する、確保が難
しいことを主な理由として希望が上がっていますが、12 月の段階で来年 4 月からの
意志を示すことは、なかなか難しいことです。現場としては何とか 3 月までに体制を
固めて 4 月に正規で 3 職種揃えてやっていくことがベストですが、急遽採用を辞退
されたりすることもあり、今後この仕組みを活用したいと思う場面が出てくることもあ
ると思うのですが、今の状況では 7 月の運営協議会で承認を受けてからしかできない
という流れになっています。臨機応変に対応できるような仕組みができないのか、改

善できることがございましたら検討いただければと思います。

会長 ご意見とご要望となりますが、事務局いかがでしょうか。

事務局 柔軟な配置を実施する際には、運営協議会に諮ることになっており、このような運用になっています。柔軟な配置を実施することによって人材育成や効率的な運営に繋がっているという成果も出てきてはいますが、原則としては 3 職種を揃えていただきたいと思っております。臨機応変な対応としましては、書面などを利用できるのか、その辺りも会長、副会長とも協議しながら、検討させていただきたいと思っております。

会長 人材の確保という意味では、現実的にはなかなか難しいところがあって、福岡市のように人口が急増し、発展している、人も集まってくるような行政区域においても、どうしても人材の確保できないということで、やむを得ず対応していかなざるを得ない厳しい現実があるかと思っております。

基本的には原則 3 職種を揃えていくということが大きな考え方ですので、柔軟な対応をしていく場合に、どのような方法があるかは、手続き面も含めて検討する大きな課題であると思っております。委員の意見も十分理解できますが、全体的な制度の整合性をどのように維持していくのかは大事なことです。課題として検討をさせていただければと思います。

委員 介護支援専門員の確保がなかなか難しい状況ですが、福岡市は主任介護支援専門員を確保できているのか、不安視されているのか気持ちをお聞きたいです。居宅介護支援事業所からすると、主任介護支援専門員という制度はなくしてもらいたいと思うのです。介護支援専門員の資格は必要ですが、主任介護支援専門員と縛られてしまうとなかなか大変です。事業所が閉鎖になってしまうところも出てくるのではないかと思います。国の方向性や指針になるので難しいとは思いますが、福岡市のような人が集まる都市でも難しいことなので、見通しがあれば聞かせてください。

会長 介護支援専門員協会の組織としての見解も伺いたいところではありますが、委員が欠席ですので事務局にお答えいただければと思います。制度を変えていくのは福岡市単独ではもちろんできませんので 1 つの考え方ということでお願いします。

事務局 今いる地域包括支援センターの主任介護支援専門員の方々はかなりベテランで、その方たちが退職後、次の方が見つかるのかということもあり、実際に難しいと考えているところなんです。今、国が地域の実情に応じた柔軟な配置や、主任介護支援専門員に準ずる者の条件の緩和なども打ち出してきていますので、その方々も含めて主任介護支援専門員としての役割を担っていただける人材の確保に努めていきたいと思っております。

会長 ご意見ということで、受けとめたいと思います。
では、協議事項 3 について承認をいただいたということで、進めさせていただきます。

(3) 〈協議事項 4〉次期（令和 9 年度以降）の地域包括支援センターの運営について（案）

会長 協議事項 4 について事務局の方からご説明をお願いします。

事務局 ○事務局説明
 ※資料 1（P14～16）、補 3～6

会長 これから運営法人の選定をしていくということで、センター運営協議会の会長から、選定委員を指名する形で進めていきたいと思っています。
まず、センター運営協議会の会長である鬼崎（委員）と、副会長である弓委員にお願いします。それぞれの経験や立場から見識の優れた委員の方々が多くいらっしゃいますが、選定には別途会議を開催し、お時間をいただくこととなります。会長の私からお願いしますので、ご意見をお願いします。
まず、県社会福祉士会から推薦されております百枝委員にお願いしたいと思えます。百枝委員、よろしいでしょうか。

委員 はい。

会長 次に、センターの地域活動には民生委員の皆様との連携がとても重要であり、ぜひお願いしたいと考えています。民生委員・児童委員の一斉改選があり、現在組織の役割分担を協議いただいている最中と伺っていますので、民生委員・児童委員協議会から推薦の委員にお願いしたいと思えます。
それから、センターの安定的な運営を確保する見地からも、法人の経営状況の安定性の確認が必要ですので、特に財務関係に精通されている公認会計士にお願いしたいと思えます。日本公認会計士協会北部九州会より推薦いただいた園田委員にお願いしたいと思えます。
以上で 5 名になりますが、委員の推薦についてお認めいただけますでしょうか。

委員全員 《異議なし》

会長 ご異議はないようですので、ご承認いただいたということで進めさせていただきます。
また、市が主催する協議会は原則公開になっていますが、センター運営法人の選定委員会については、公募に関わるものであり、組織の財政状況や構成役員、有資格者の有無等も資料として出てきます。公開することにより著しい支障が生じると認められることから、非公開にしたいと思えますが、よろしいでしょうか。
それでは、異議なしということで非公開にいたします。

他にご意見があれば、お願いします。

- 委員 協議事項 4 の 14 ページ (3) の①のアで、保健師その他これに準じる者について、国の基準に伴い、「地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師であって、高齢者に関する公衆衛生業務経験を 1 年以上有する者」と変更になっています。先ほど主任介護支援専門員の確保が難しいという話が出てきましたが、保健師の確保も難しい状況が生じております。看護師の資格を持って様々な高齢者の相談支援に従事された方もある程度いらっしゃると思いますが、高齢者に関する公衆衛生業務経験は何をもって定義されるのでしょうか。明確にその定義が決まっていれば従うことになるのでしょうか、調べる中で自治体によって様々な捉え方で公衆衛生業務経験を想定している情報を目にしました。福岡市として公衆衛生業務経験をどのように位置付けているのか、このような経験に基づいた方を配置するなど現時点で決まっていれば、お聞かせください。
- 事務局 「公衆衛生業務経験」については、国で具体的な定めがありません。福岡市としては、地域包括支援センター等での勤務経験や、老人介護支援センター、居宅介護支援事業所での勤務経験、保健所での勤務経験、医療機関の地域医療連携室等での勤務経験、訪問介護、訪問看護など地域に出向いて在宅介護等に関する相談支援を行っていたなどの経験を想定しているところです。
- 会長 福岡市では、各区保健福祉センター等に保健師が配置されており、市内に居住している或いは市内の企業等に勤務する保健師もいるので、人材としては比較的期待できると思いますが、制度的な部分での人材確保が難しい実情はあります。国が示している基準の範囲内で行政として認めていく形で取り組んでいくことになろうかと思えます。
- 事務局 ○事務局説明
※資料 1 (P16 (5))
- 会長 P16 (5) スケジュールについて、ご質問はございますか。
- 委員 公衆衛生業務経験は分かりにくいと思うのですが、高齢者介護や医療に関わるに業務に従事した者とするといいのではないかと感じました。
- 事務局 国が定めている資格要件の表現ですので、これは残しつつ、分かりやすく説明できるような補足を追加するなど、検討していきたいと思えます。
- 会長 それでは資料の通り進めていきたいと思えます。

(4) <報告事項1>指定介護予防支援に係る評価について

<報告事項2>指定介護予防支援及び第1号介護予防支援事業業務の居宅介護支援事業所への一部委託について

| | |
|-----|---|
| 事務局 | ○事務局説明 ※資料2 (P1~4)、補7・8 |
| 会長 | 質問や意見がございましたらお願いします。 特にないようですので、報告事項については以上といたします。 |

(5) 意見交換

| | |
|-----|---|
| 会長 | 本日予定されております協議事項と報告事項が終わりました。その他、質問や感想はございますか。 |
| 委員 | 要支援から要介護に変わると地域包括支援センターは担当しなくなるので、要介護以上になると民生委員との連携がなくなってしまう、連携があるところも少しはあるかもしれませんが、要介護になった途端にほとんど情報がなくなるという話を聞いています。福岡市は、この件について現状把握できないのでしょうか。要介護になったら地域との連携等はしなくてよいということなのでしょうか。 |
| 事務局 | 介護支援専門員は、要介護の方の場合も、民生委員や地域の方等、生活の中でどのような人と関わっているか情報を取り入れ、十分連携をとっていく必要があることを、研修など様々な場面で説明されています。市にも居宅介護支援事業所や通所サービス事業所、入所施設等に実地指導をしている部署がありますので、必要に応じて地域と連携を図っていくことを伝えていますが、センターも個別支援の中で状況等把握し、助言などを行う必要があると思います。要介護になったからといってセンターが関わらないのではなく、センター職員が介護支援専門員と連携し、地域の方と共に支援するケースも多くありますので、そのような形で関わり続けることが大切かと思います。 |
| 委員 | 高齢者はどんどん増えていくので、手厚く支援していくためには地域の声が一番大事ではないかと思います。要支援であっても要介護であっても、その部分を市でしていただきたいなと思います。 |
| 事務局 | 評価の点でも、地域の方へのヒアリングをしていくことが重要ではないかと意見をいただきましたが、地域の方の声もしっかりと受け取っていく必要があると考えております。センターについてだけでなく市政に関わる全てのことや、介護支援専門員が担当している要介護の方への支援についても聞いていきたいと思っています。 |
| 委員 | 皆様の貴重なご意見を聞かせていただき、大変勉強になりました。いろいろな業界 |

で人材が不足していることを実感しました。今後も人材の確保が大事な問題になる
と思います。1月から運営法人の選定委員会が始まるので、皆様を代表してしっか
り選定していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

会長

以上で運営協議会を終了します。事務局にお返します。

事務局

本日は熱心な議論と貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。次回の
運営協議会は令和8年7月頃の開催を予定しています。次期運営法人の選定
については、先程お示したスケジュールに沿って進め、選定委員会の協議結果に
ついては、次回の運営協議会で報告予定としています。また改めてご案内いたしま
す。

6 閉会